

制服の着用、容姿に関する校則規定

令和5年度

校則は、生徒が健全な学校生活を送りよりよく成長・発達していくために「生徒の人権、個性を尊重し多様な生徒の成長に配慮する」ことを理念とし定める。



検討事項が生じた場合は下記の過程を経て校長が決定する。 SDG'S(持続可能な開発目標)

- ①生徒からの要望 ⇒ ②各学級での議論 ⇒ ③生徒会での検討・議論
- ④生徒会と職員との話しあい ⇒ ⑤生徒指導委員会 ⇒ ⑥職員会議 ⇒ ⑦校長が決定

I 学校生活の基本的な決まり

「清潔感があり、支持的風土を醸成し、社会で自立できる身なり」を心がける。

支持的風土の醸成⇒「安心して生活できる場をつくる」

社会で自立できる⇒「社会に通用する（入試や体験活動などにふさわしい）」

(I) 制服

「制服選択制」とし、男女関係なく【スラックスタイプ】(スラックスを基調とする制服)、【スカートタイプ】(スカートを基調とする制服) から選択する。

① 【スラックスタイプ】(スラックスを基調とする制服)

ア 夏は白の半そでシャツを着用し、肌着を着用する。黒学生スラックス。

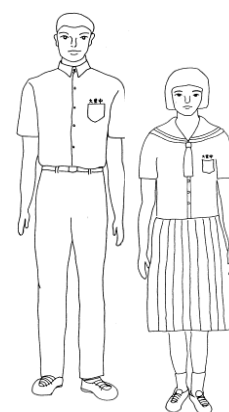
冬は上下学生服(いずれも大里中指定とする)。

イ ベルトは黒系統とする。腰骨の上で必ず着用する。

ウ 冬服期間中、暑いときは学生服の着脱は認める(夏用の白いシャツ)。

エ 学生服の下からつけるシャツは学生服からはみださないようにする。

(色等の制限はないが、フード付きのパーカー等は認めない)



② 【スカートタイプ】(スカートを基調とする制服)

ア 夏は白半袖シャツ、花紺スカート。冬は花紺の制服の上着を着用する。

(いずれも大里中指定とする)。

イ 肌着、ネクタイは必ずつける。

ウ スカートの丈は膝を覆う長さとする。

③ 【共通項目】

ア 制服は【スラックスタイプ・スカートタイプ】の2種のうち、どちらかを着用する。

イ 本校指定の制服・指定の体育着、ジャージを着用する。すべてに必ず記名する。

ウ 自分の体格に合ったサイズの制服・指定の体育着、上ジャージを着用する。

※令和3年度より、指定の下ジャージは購入対象外とする。

エ 4月から10月までは、夏服を着用、11月から3月までは冬服を着用することを原則とする。天候や気温を見て各自で夏服か冬服かを選択できることとする。

但し、行事の際は学校が指定する。そのため、冬服は必ず購入すること。

オ 夏服時の肌着は【スラックスタイプ・スカートタイプ】の袖や衿から表にはみ出ないものとする。色は白・黒・紺・グレー・ベージュか淡い単一色のものとする。

カ 夏服期間中、寒いとき又は、体調不良等の申し出があればジャージの着用を認める。

キ 靴下はルーズソックス禁止とし、儀式のときは白か黒の靴下の着用を奨励する。

また、タイツの着用は認めるが、色は黒・紺系で単色とする。

ク 靴は、体育の時間に適したランニングシューズを奨励する。

※ハイカット、厚底、ブーツは運動に適していない。



ケ 化粧は禁止する。

コ 装飾品等（原則、数珠やチタン製品、ピアス、カラーコンタクト等も含む）は何も身に付けない。

(2) 容姿

「清潔感があり、支持的風土を醸成し、社会で自立できる身なり」に則り、身だしなみを整えて登校する。また、安全面も考慮し、授業や学校生活に支障がないようにする。

※特別の事情がある場合は、担任と相談し、校長の許可を得る。

① 頭髪

ア 極端な変形髪型そり込み等は禁止する。（ただし、ツープロックは許可する）

イ 整髪料の使用、脱色、染色やパーマを禁止する。（ストレートパーマ・縮毛矯正は許可する）

ウ 髪が長い場合、技能教科、式典、給食時、その他髪が邪魔になる際は髪ゴムや飾りのないシュシュやヘアピンでとめる。（毎日、髪ゴムを持ってくる）

② まゆ 身だしなみとしてまゆ毛を整えても良い。ただし、極端な形にはしない。

③ つめ つめは常に短く手入れし、清潔に保つこと。また、どんな装飾もしないこと。

④ 耳 耳に穴を開けないこと。ピアスは禁止とする。